

玩具安全の法規制に関する日本玩具協会の意見

2023 年 10 月 27 日

一般社団法人日本玩具協会

1. 玩具の「強制規格」実施スキーム（法制度）の「制度設計に関する基本的な方向性」について再確認をさせて頂きたいと思えます。

先の「検討会」の審議におきましては、当協会の懸念（「強制規格」導入の必要性は理解するが、その導入の副作用として ST マーク制度が衰退し、却って玩具安全の水準が国際的に劣ることになるとの懸念）をご理解頂き、また、ST マーク制度が国際的にも高い水準にあることを評価頂いて、「強制規格」と「ST マーク制度」の共存を目指すとのラインで「報告書」を取り纏めて頂きました。

今後、「強制規格」の実施スキームの構築に向けて法制度の検討が進められることとなりますが、法制度の検討に当たりましては、検討会での議論を踏まえ、下記の「基本的な方向性」のもとに作業を進めて頂きたいと存じます。

- (1) 「玩具」は、「純玩具」だけでも 15 万種類（SKU）あり、市場規模は 1 兆円となっています。多くの企業（メーカー・卸・小売）が玩具ビジネスに携わっています。このため、欧米では、玩具安全規制に関して、玩具に特化した法制度を設けています。（欧州：玩具安全指令、米国：消費生活用製品安全改善法（CPSIA 法）

一方、日本は、消費生活用製品安全法に「特定製品」「特別特定製品」制度がありますが、この制度は、「圧力なべ」「乗車用ヘルメット」といった単品製品について安全基準を運用することを目的とした制度となっています。（事業届出・マーク・遡及適用等。現行は 12 製品を対象）

この単品規制の制度である「特定製品」「特別特定製品」の実施スキームを、そのまま（様々な種類のものがある）玩具に適用しますと、制度の効果・メリットは低いにも拘らず、事務作業・コストは膨大なものとなることを強く懸念しています。
（得られる結果に比べ、あまりに「規制・行政手続コスト」が掛かり過ぎる。）

その結果、玩具事業者は「強制規格」実施の管理作業に追われて、ST マークの管理まで手が回らず、使いたくても ST マークを使えないといった事態が多発することを懸念しています。

（ST マークと強制規格の両立を目指すという「検討会報告」に反する結果を招くおそれが高いです。）

つきましては、「基本的な方向」として、「ST マークと強制規格の両立」が実現可能な法制度となるよう、現行の規制スキームに過度に拘らず、海外の玩具規制などを参考にして、玩具事業者に過重な負担を強いることの無い、適切な制度となるようにして頂きたいと存じます。

(個々の検討項目につきましては、都度、当協会の意見を申し上げさせて頂きたいと存じますが、審議の前提として、審議会の委員の皆様には、上記の基本方向性についてご理解を頂ければと存じます。)

2. 審議会検討項目「既に製造・輸入された製品の取扱い」について

今回の審議会の審議項目として、「既に製造・輸入された製品の取扱い」が資料に掲載されていますが、当該項目に関しまして、当協会の意見は下記のとおりです。

「強制規格」は、「施行日（又は「適用日」）以降に製造・輸入される製品から適用することとし、既に流通にある製品（流通在庫品）に遡及適用（PSC マークの遡及的な貼付）することは避けて頂きたいと存じます。

(理由)

- (1) 「特定製品」「特別特定製品」(12 品目) とでは、玩具は、「品目数 (SKU 数)」「市場規模」が決定的に異なります。現在の「特定製品」「特別特定製品」に適用している「流通在庫品への遡及適用 (PSC マークの遡及的な貼付)」は現実的ではなく、もし実施すれば、玩具流通を含めた玩具産業全体に大きな混乱をもたらします。

(在庫品を販売できなくなりますと、在庫を抱えた玩具販売店に大きな廃棄コストが発生します。返品されると中小メーカーは大きな痛手を受けることになります。ネット販売に押される中、中小業者の倒産・廃業が多発することを懸念しています。)

- (2) 欧米の玩具規制（米国 CPSIA 法、欧州玩具安全指令）では「流通在庫品への遡及適用」は無く、「玩具安全規格（強制規格）」は制定・改定規格の適用日以降に製造・輸入する製品から適用しています。

日本でも、化学物質に係る玩具安全基準を実施している「食品衛生法玩具規制」も、改定基準の適用日以降に製造・輸入される製品から適用し、「流通在庫品への遡及適用」は行っていない。

- (3) 玩具は、大きなアンティーク市場が形成されています。

これらアンティーク玩具についても、「遡及適用（PSC マークの遡及的な貼付）」を求めますと、ほとんどの製品がマーク貼付に対応することができず、玩具のアンティーク市場は消滅の危機に瀕することになります。

(検査を行うとして、その商品しか検体が残っていない。既にメーカーが存在してお

らず PSC マークを発行する主体がないなど)

- (4) 玩具安全基準（強制規格）の改定があるたびに「流通在庫品への遡及適用」が繰り返されることとなりますが、その都度、玩具企業は体力を擦り減らすこととなります。

また、流通からの返品は、（仮に「経過措置」があっても）、いつ返品するか判断は流通次第ですので、「今回の基準改定に係る返品」「前回改定に係る返品」「前々回改定に係る返品」などが随時返ってくることとなりますが、メーカーとして管理は困難です。